

抗議の意思を込めてパブコメ出そう

「ばらつき」条項の削除反対！

- 国が裁判で負けた原因となったガイドの「ばらつき」条項を削除するという無謀
- 経験式は平均値。これでは基準地震動は過小評価となり、大事故は防げない

2022. 2. 28 美浜の会

◆規制委は、12・4判決で敗訴の原因となったガイドの「ばらつき」条項を削除

2月24日の原子力規制委員会において、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の「ばらつき」条項を無謀にも削除するという改正案が出され、3月26日までパブコメにかけることになりました。

2020年12月4日の大飯原発訴訟・大阪地裁判決で国は敗訴しましたが、その敗因が審査ガイドの「ばらつき」条項を満たしていないためでした。

この判決に対し国は、「ばらつき」条項などは考慮していないと開き直り、『『経験式が有するばらつき』とあるが、経験式にばらつきを加えるという誤解を与えるため、記載を修正する』という方針を、敗訴が予測された2020年10月28日時点ですでに立てていました。

裁判で審査の不備を指摘されれば、それに真摯に応じるのが当然ですが、都合の悪い該当条項を取り除いて「合法」にするなど許されません。

「ばらつき」条項の問題は、大飯原発に限ったことではありません。大阪地裁の判決により、美浜3号運転差止仮処分裁判などで、「ばらつき」条項を考慮するよう求めて裁判が闘われています。全国に共通する問題です。

規制委のこのような姿勢が許されるなら、大事故を防ぐことはできません。

全国から、ぜひ強い抗議の意思を込めて、意見を出しましょう。

◇パブコメ期間：2月25日～3月26日（土）24時

◇パブコメ対象文書：基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド等の一部改正について

（案）<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000231668>

◇意見提出↓

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198021213&Mode=0>

（「意見募集要項」をクリックして読み、左下の口にチェックを入れ、意見入力に進む）

◆ガイド改正案の問題点

パブコメの対象となるガイド改正案の批判すべき点について、ごく絞り込んで紹介します。

（下記の頁数は、パブコメ対象文章の地震動審査ガイドの「別表第1」の頁数）

1. 現行ガイドの「ばらつき」条項の削除について

[意見]

- 「ばらつき」条項削除を撤回し、現行のガイドを復活させるべき。

- 地震規模を求める経験式は平均値であり、「ばらつき」を考慮しなければ、基準地震動は過小評価になる。
- 裁判で負けたから、「ばらつき」条項を削除するなど本末転倒。

(1) 現行「ばらつき」条項 (別表第1の9~10頁右側:改正前)

現行の「ばらつき」条項は、「3.2 検討用地震の選定」の中に、次の3.2.3(2)として存在し、第2文が「ばらつき」条項になっている。

3.2.3 震源特性パラメータの設定

(2) 震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。

これが消去され、2月24日規制委の資料3の7頁の注釈28によると、[3.1 審査の方針(2)に統合]と書かれている。

(2) 「ばらつき」条項が統合されたはずの新たな条項とその解説

その統合されたはずの条項は、「3. 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動、3.1 審査の方針」に存在する下記(2)で、さらにその解説が加えられている。(別表第1の6~7頁:改正後)

(2) 「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の策定において経験式が用いられている場合には、経験式の適用条件、適用範囲について確認した上で、当該経験式が適切に選定されていることを確認する。

[解説]

(2) 複雑な自然現象の観測データにばらつきが存在するのは当然であり、経験式とは、観測データに基づいて複数の物理量等の相関を式として表現するものである。したがって、評価時点で適用実績が十分でなく、かつ、広く一般に使われているものではない経験式が選定されている場合には、その適用条件、適用範囲のほか、当該経験式の元となった観測データの特性、考え方等に留意する必要がある。

★批判点

[1] 上記囲み内の(2)が、現行3.2.3(2)を「統合した」ものと言えるだろうか。

- ・「経験式の適用条件、適用範囲について確認」は3.2.3(2)の第1文を受けていると見なされる。
- ・しかしその後の「当該経験式が適切に選定されていることを確認」は3.2.3(2)の第2文(「ばらつき」条項)とはまったく別の内容である。現行の第2文では、経験式はすでに選ばれたものとされており、それが前提となって、経験式は平均値なのだから「経験式が有するばらつき」も考慮せよと言っている。ところが新たな文章は経験式を選択する過程が妥当かどうかを問題にしているだけで、「ばらつき」はまったく問題にしていない。

[2] 解説(2)について

「観測データにばらつきが存在するのは当然であり」と認めているが、この場合の観測データとは、その後ろの「経験式とは観測データに基づいて」の観測データのことだと考えられる。「当

該経験式の元となった観測データの特Ⓕ性、考え方等に留意する必要がある」と結んでいるが、その必要は、あまり定かでない経験式の場合に限られるというような書き方である。経験式のもとになった観測データにも「ばらつき」の存在を一般的に認めるのであれば、その観測データの特Ⓕ性（「ばらつき」も含む）について「留意する必要がある」のは当然ではないだろうか。「ばらつき」の考慮なしには、地震規模は経験式が示す平均値となり過小評価となる。実際に起こりえる地震を安全側に評価することにならない。それゆえガイドの現行 3.2.3(2)の第2文を復活させるべきである。

〔3〕 裁判で負けたから、「ばらつき」条項を削除するなど本末転倒

規制委員会は裁判で負けたから、その根拠となった現行ガイドの「ばらつき」条項 (3.2.3(2)) である第2文を削除して、経験式（平均値）で地震規模を決める過小評価の「合法化」を図るという姿勢であるが、そのような本末転倒は許されるべきではない。このように無謀な方策がまかり通るのであれば、基準地震動は過小評価となり、再び「福島事故」が起こることは避けられないことになる。

2. 審査ガイドの目的について

〔意見〕

- 審査ガイドの目的を骨抜きにし、単なる「例を示した手引き」として意義を低めてはならない。

厳格に確認するために活用→ 厳格に確認するための方法の例を示した手引き

ガイドは 1. 総則、1.1 目的において、ガイドの目的を規定している。その最後の締め部分、

[現行] 本ガイドは・・・(設置許可基準規則並びに同解釈の) 趣旨を十分踏まえ、基準地震動の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的とする。(別表第1 4頁右:改正前)



[改正案] 本ガイドは・・・(設置許可基準規則並びに同解釈の) 趣旨を十分踏まえ、基準地震動の妥当性を厳格に確認するための方法の例を示した手引きである。(別表第1 4頁左:改正)

★批判点

現行ガイドでは「本ガイドは、(規則並びに規則の解釈の) の趣旨を十分踏まえ、基準地震動の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的とする」となっていて、目的規定として明確である。ところが、改正案では最後の部分が「本ガイドは、・・・確認するための方法の例を示した手引きである」と変わったため、本ガイドは手引きであるとなって目的規定になっていないというお粗末である。そればかりか、地震評価には具体的な判断基準が必要で、ガイドなしには明確な具体的判断が困難であるのに、そのようにガイドを積極的に活かすという姿勢が著しく後退してしまった。

ガイドを単なる「手引き」としてしまい、審査官はガイドを厳格に確認することなく審査することに繋がりがかねない。更田委員長は、審査ガイドは「参考に過ぎない」「審査官ばかりか申請者もそれに縛られるべきではない」などと発言している (2021.3.3 規制委員会)。これでは、原発の耐震性は保証されないことになる。